

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

日時：平成26年10月27日（月）

午後1時30分から3時30分まで

場所：県庁10階 第1002会議室

配布資料

- 資料1 平成25年度ツキノワグマ保護管理事業実績報告書
- 資料2 平成26年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画書
- 資料3 平成26年度ツキノワグマに関する各種データ

1 開 会

（始めに、事務局が開会を宣言し、委員8名を紹介後、杉下自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（杉下自然保護課長）

（事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員8名中7名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。次に、青井部会長が挨拶を行った。）

挨拶（青井部会長）

部会長の青井でございます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。去年がブナの実が豊作だったので、今年は不作でクマの大量出没のおそれがあるということで、岩手県ではクマ注意報が早々に出ました。予想どおり宮城県でもクマがかなり出てきているようでございます。ただ当初言われた程、山が大凶作でもなさそうなので、おそらくこの後は多少収まってくるのではないかと考えられますが、いずれにしましても予断を許されない状況です。より良い人とクマとの共存ということで、本日は皆さんの活発な御意見・御審議をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局：以降の進行について、青井部会長にお願いする。

3 審議事項

- (1) 平成25年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画の実績について
- (2) 平成26年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画について
- (3) その他

部会長：それでは、早速(1)平成25年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画の実績について、事務局から説明願います。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：以上の説明について委員の皆様から、御意見・御質問等、よろしくお願いいたします。

伊澤委員：前回、実績と評価のところで、もう少し整理をしてほしいと申し上げた結果、随分整理されたという気はしますが、まだまだ整理が不足しているのではないかと申しましたら、いやこれは県も各市町村も同等だから、県は指導しないという回答をいただき、いささか不満に思った経緯があります。例えば、被害軽減目標と1行あります。そうしたら、被害軽減目標のために被害防除対策はどうした

かとするのが計画であり実績なので、そこには人身被害等は入らないわけです。お分かりですか。要するに、被害軽減目標とは、あくまでも農林被害なのです。ですから、それに対してどうしたかということを書かなければならない。例えば、仙台市を見ますと今年の実績で有害捕獲数は1頭とありますが、この1頭は農林被害による1頭なのか、人身被害の1頭なのか分からないので、これは資料として非常に不透明な資料なのです。読んでも分析ができないので、そこら辺を整理してくれということをお願いしたのですが、それについてもう一歩足りないということです。また、「その他」の使い方について、バラバラでほとんど書いていないところもあるし、膨大に書いてあるところもある。それは、この趣旨に沿って農業被害の軽減を目標にしている以上、防除対策としては農林被害に対してはどうしたか、その項目は立てなくてはいけない。人身被害に対しての情報提供に関してはまた別なのです。人身被害に関しては、住民に対してどのように情報公開するか等、被害軽減目標とは違いますので、そこら辺の整理が前回よりは改善されていますが、いささか不足しています。何の有害捕獲なのかということが読めないし、それぞれ1, 2, 3, 4と大きな項目を挙げながら、全然別の項目に入ってきている等があります。例えば、大和町の有害捕獲は農業被害及び人的被害を回避するためとあるが、この「その他」はあくまでも人的被害に対してで、ここまで大きな社会問題になり、新聞等でも人的被害が大々的に取り上げられているので、このツキノワグマ部会では市町村に対してどう対処しているのかということ論じなければなりません。一生懸命「その他」のところを探しても、読めない。それで前回申し上げましたのは、農林被害と人的被害を分けて、人的被害に対してはどうしたのかと県民・市民・町民が対象ですから、全然違った対策がなされないとはいけません。それを一緒にして被害防除対策に入れてしまうと、一般市民は畑も何も作っていないのに何でこんなことを言うのだというようになるので、そこら辺の整理がもう一踏ん張りとして、この実績報告を見て感じましたので、前回の私の発言のフォローをさせていただきました次第です。

部会長：どうもありがとうございました。実は私もほとんど同じようなことを感じていまして、先に整理して言っていただき大変助かるのですが、更に補足させていただきますと、例えば被害軽減目標と1に出っていますが、5ページの七ヶ宿を例に見てみますと0.25ヘクタールのみ減らすという意味なのですよね。あるいは0.25ヘクタールに減らすという意味なのかよく分からないのですが、前の年に対してどのくらい減らそうとしているのか、この数値では読めないです。でも、七ヶ宿町の評価の2番目に前年度と比較すると面積は65パーセント、金額は49パーセント減少していると書いてありますので、これを読めば分かるのですが、最初の面積と実績の面積からでは、右の評価の説明が無いと分からないので、その辺をもう少し分かりやすく書いていただけたらと思います。同じく七ヶ宿町の2の真中の被害防除対策の実績で「思うように実績へと結び付かなかった。」と書いてありますが、上の欄の実績の評価では、65パーセント減少しているのに、実績が上がっていると思われそうですが、実績へ結び付かなかったとありますので、どっちなのかと思いますので、その辺も含めてもう少し整理を進めていただければと思います。前回この会議で各市町村ごとに生息数管理目標というのがありまして、これはいらぬのではないかと議論になり、それが無くなっているのは評価できると思いますが、まだ伊澤委員のおっしゃったことに加えて私も同じような印象を持っているところがありますので、もう少し整理をすべきところがあると思います。その他、いかがでしょうか。

伊澤委員：先程申し上げませんでしたでしたが、8ページを御覧ください。仙台市の生息環境管理の実績の(3)ですが、これは生息環境管理ではなく人的被害の防除対策なのです。こういう具体的な話があったなら、せつかく各市町村が努力をされているので、それがはっきり分かるような実績報告書ないしは、計画書になっていなければならない。何度も繰り返しますが、こういう情報はとても重要ですし、県も沢山色々な形で流しておられる情報を一つの項目と立てて、農林被害・人的被害をどうしたら良いかということで、これから具体的なことが増えてくるとは思います。あらかじめそのような整備がされてやられた方が良いと思います。また、有害捕獲は人的忌避のための捕獲なのか、農林被害のための捕獲なのか、何で捕らわれたのかというクマの立場も尊重して敬意を表していただきたい。

部会長：ありがとうございました。今までのことに関して、事務局はいかがでしょうか。

事務局：はい。この辺は整理して、もう一度、各市町村の実績報告を統一してまいりたいと思います。

伊澤委員：去年の物を書き直せと言っているのではなくて、今後そういう方針で26年度からは是非やってほしいということです。

事務局：はい。26年度の実績計画からは、もう少し整理をして見やすい資料を作成したいと思います。

部会長：よろしくをお願いします。その他、いかがでしょうか。私からですが、林木被害の写真1は自作タケ防止資材を木に巻き付けていると言う説明ですが、写真にそれらしいのが写っていないのですがどのような資材なのでしょう。

事務局：写真が遠目で見づらくて申し訳ないのですが、自作のタケ資材というのは山側にタケを1本打っているのですが、山側からクマにやられることが非常に多いので、クマに対して嫌がらせをするという意味で、山側に一本タケ資材を打っております。

部会長：なるほど、木に巻き付けているのかと思いましたが、確かに打っていますね。実際のところ、効果は結構出ているのですか。

事務局：今のところ試験区自体で被害が発生しているという事態は無いのですが、試験区を設けた時点で人の手が入っていますので、あと何年間か継続してやっていかないと本当に被害があるかどうかは分かりません。

部会長：はい、ありがとうございました。その他、ございますか。

土屋委員：予算と決算という考え方をもう少し徹底した方が計画・実績に結び付いてくると思います。そういう考えですと、意外とすっきりしてくるのではないかと思います。もう一つですが、多分間違いだと思うのですが、「計画・実績・評価」のところ、前半は良いのですが後半が「実績・実績・実績」となっています。

事務局：こちらは資料の作成段階の間違いでございます。9ページの大和町以降、左から平成25年「計画・実績・評価」に御訂正願います。

部会長：その他、ございませんでしょうか。

岡委員：確認をさせていただきます。こちらの資料は各市町村の評価までいっているのですが、保護管理事業実績報告書の「案」とありますよね。ということは、この会議で承諾されてから、どこかに「案」として公表されるのですか。

事務局：申し訳ございません。こちらは「案」ではございません。この会議が終わった後に、どこかに提出するのではございませんので、この「案」は削除願います。評価に関しても検討評価委員会での評価ではございません。県が下した評価ということではございません。あくまでも、各市町村がどのような評価を自ら下したかの評価になります。

岡委員：自己分析した結果、自己評価内容がここに書いてあり、その結果で私達が評価なりを見ていけば良いということですね。そうすると、後ろの方の11の市町村が出ていますが、これは特措法がらみで計画を立てていた市町村ですか。というのは、2ページのその他に18市町の計画策定、更新を支援したうち、ツキノワグマの対象は7市町と書いてあって、7市町村は確かに策定と更新があったのだと思いますが、更に4市町村加わっているというのは。

事務局：農産園芸課よりお答えします。25年度新たに登米市と気仙沼市の農林水産部でツキノワグマの被害防止計画を策定した際、ツキノワグマを新たに追加している市町村があります。気仙沼市につきましては、被害が無いまでも目撃情報がありました。登米市につきましても同様に目撃情報が報告されていたと言うことで、登米市については目撃情報が果たしてクマかどうかと言うことがありましたが、隣が岩手県境ということもあり、ツキノワグマを追加しております。その他の新たなところは確認が必要ですが、主な市町村追加に関しては、気仙沼市や登米市のような目撃情報等に従って、被害防止計画に追加していく市町村がございます。

岡委員：分かったような、分からないような。東北自動車道以西の地域についても、全てこれに出ていると

いうことでよろしいのですね。

事務局：ここに挙がっている市町村は、ツキノワグマ保護管理計画で重点区域にしている市町村を挙げておりまして、当然特措法で出しているところとだぶっている市町村もあるかもしれませんが、あくまでも、ここでは保護管理計画で重点区域にしている市町村を挙げております。

岡委員：分かりました。各市町村、県の立場というのもよく分かるのですが、やはり気になるのが県がこういう努力をしたことに対して、各市町村が答えを出すべく努力をしたという書き方が一切見られないですよね。先程、お金の話も出ましたけども県からいくら出て、それに町がいくらプラスして、いくらの防除策を講じたのか全然分からないですし、各市町村で一つだけ緩衝帯設置に関しては、分かるように行ったという市町村があり、これはおそらく県からの呼び掛けに応じたものだろうという見当はつくのですが、県はこれだけの努力を市町村にしろと言いましたと言っていますし、町もそれぞれやっているのですが、果たしてお互いの連携が上手く取れていたのかなというのがこの文章からはよく分からないのが非常に気になるところです。

部会長：県から何かございますか。

事務局：県としまして、特に農産園芸環境課におきましては、農業での被害防止ということで、主に電気柵と緩衝帯の設置を推進しており、特に電気柵の設置につきましては、国の補助金事業を利用した大規模な設置ができるので推進しておりますが、クマに関しての電気柵の設置におきましては、大規模な設置は無く、どちらかというと市町村補助が中心、又はみやぎ環境税を中心とした単独農家に対する補助が中心となっておりますが、電気柵につきましては効果がありますので、できるだけ支援できるように、市町村に対して指導と共に普及計画を進めていきたいと思っております。それから被害防止計画につきましては、被害防止計画を作成して、そこに対象鳥獣として加えるということで特別交付税の交付額が5割から8割上がるという措置があります。こちらは、市町村単独での事業を実施する際に大きなメリットになりますので、登米市や気仙沼市等の今後対策が必要と思われる地域を被害防止計画に加えることにより、市町村に対する特別交付税、国の支援金額が上がることもございますので、そういったことも促進しております。

部会長：よろしいですか。その他ございますか。議題（1）について色々意見はございましたので、次年度に向けて改善していただくとして、議題（1）につきましては御異議ないようですので、了承するというでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは（2）平成26年度ツキノワグマ保護管理事業実施計画について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：以上の説明について、私から1点質問です。1ページの県の計画の2の個体数管理の（1）でございしますが、今度の計画では単年度規模単位の捕獲数目標ではないのですが、資料3を見ると今年は9月現在ですでに73頭の有害捕獲がありますが、200頭の根拠としては単年度当たり大体50頭で計算していると思うのですが、かなり今年はずでに有害捕獲が増えているが、それでも今年度の猟期に関して狩猟自粛は無しで、予定どおり狩猟してもらうという理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい。今現在そのように考えております。

部会長：他にございませんでしょうか。

岡委員：各市町村の電気柵・防除柵の設置ですが、市町村単位でやっていると思うのですが、具体的にはどれくらいの規模でやっているとかの報告書としてあるのでしょうか。というのは、どれくらいあったら効果があるのか無いのかとか、単に狭い空間でやってそのところは来なかったのかそういうところが見えないので、どれくらいの規模なのでしょうか。分からなかったら、むしろ一度市町村に聞いて、どれくらいの規模で設置したのか、もう一度報告していただいた方が具体的で良いと思えます。ただ設置しました、効果がありましたでは評価のしようがないので、具体的に何メートルあって、どうだったということをもう一度吸い上げた方がたぶんよろしいかと思えます。

事務局：分かりました。電気柵の設置をされた市町村について、設置延長等に関してもう一度聞き取りをし

たいと思います。

部会長：私も同じような件で、例えば白石市のページで被害軽減目標に5パーセント減と書いてありましたが、5パーセントに一体どのような意味があるのかはなはだ疑問です。このようにあまり意味のない数字を載せるよりは、例えば今年度、電気柵設置の何キロメートルの設置を補助するとかもう少し具体的な対策目標を書いていた方が実りのある計画になると思います。理解に苦しみます。ゼロを目指しているのなら、まだそちらの方が分かりますが、どうやって5パーセントを減らすのか、これだけ見ても分からないので、もう少し意味のある数字にさせていただいた方が、議論のしようがあるかなと思います。

事務局：はい。この表現の金額につきましては、電気柵を設置したことに対して、被害がいくら減ったということになるかと思いますが、面積に関しては電気柵の設置延長や設置目標が出せるのなら、そちらの方も検討したいと思います。

部会長：是非、御検討をお願いします。その他ありますでしょうか。

土屋委員：県で鳥獣被害アドバイザー職員を養成するとありますが、計画の段階では養成と実施支援を行うと書いてありますが、もう進捗状況が出ていると思いますが、どこまでどういう形で進められていますか。

事務局：農産園芸環境課からお答えします。農作物等の被害防止ということで、現場で普及指導に当たっている現場職員を今年は県の予算で筑波の国の研修に5名派遣させました。ツキノワグマだけではなく総合的な鳥獣被害ということで、サル・イノシシ・シカを含めた研修会に参加して勉強していただいております。それと同時に農産園芸環境課ではありませんが、今年の場合はクマでもなく他の動物が対象ですが、普及指導員対象の研修会を開催しまして、今後それぞれの獣種に対する研修会を行って人材育成を計っていきたいと考えております。

土屋委員：地域での開催実施までには至りましたか。

事務局：今現在クマはしておりませんが、イノシシは丸森町でモデル事業を実施しております。そこでは実証圃を使い、電気柵の設置や栽培方法で、被害の受け難い農作物の栽培を実施しております。

部会長：よろしいですか。その他、ございますか。

伊澤委員：1ページ宮城県2の(2)、3ページの4の備考を関連付けて読むと、宮城県が白石市に委託して白石市はまだゼロだと言っているように読み取れるのですが、白石市は自分で発信機を付けようとしているのか、あるいは県の委託で付けようとしているのか、その他ですから分かりませんが、何のために付けようとしているのか、この点をお答えいただきたい。

事務局：白石市がここでお書きになっている内容に関しましては、大変申し訳ございませんが県では分かりません。県で白石市に委託する予定はございません。

部会長：よろしいですか。その他、ございますか。各生息環境管理のところですが、6ページの川崎町で「水稻の被害削減のため水田周辺の除草作業をする」「山林に接する耕作地での山林側の除草作業を推進する」これは1ページの県の緩衝帯設置の推進の部分と全く同じなのですが、川崎町の被害に水稻被害は全く挙げられていません。これは県の内容をコピーしただけではないかという気がしますので、このような矛盾がある場合は県で指導された方がよろしいのではないのでしょうか。

事務局：はい。指導してまいります。

部会長：その他、ございますか。よろしいですか。それでは平成26年度のツキノワグマ保護管理事業実施計画につきまして、了承するというのでよろしいでしょうか。いくつか意見が出ましたので、それについては事務局で取り入れてほしいと思います。それでは、御異議無いようでしたら了承ということで、続きましてその他に委員の皆様から何かございますか。事務局からその他はありますでしょうか。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：はい、ありがとうございます。今の説明からおそらく第二と言うことで特定計画の管理という名前

が入るかもしれないということで、いずれ皆様に意見が諮問されるということで、この部会は開くかは別として県に聞かれる場があるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい。

部会長：それ以外に関しまして、何か御意見や御質問はございますでしょうか。それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局：青井部会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了いたします。どうもありがとうございました。